

令和5年度  
第435回 千葉地方最低賃金審議会  
議事録

令和5年8月23日  
11:00 ~ 11:40  
千葉労働局 1階会議室

令和5度  
第435回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和5年8月23日(水) 11:00~11:40

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、今関委員、神田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

- (1) 千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) 千葉県特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定の必要性の有無について(審議・答申)
- (3) 千葉県特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定について(諮問)
- (4) 千葉県特定最低賃金専門部会の設置について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

5 資料

- (1) 千葉県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)
- (2) 特別小委員会報告書(写)

6 議事内容

(会長)

ただいまから、第435回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が1名おりますことをご報告します。なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。8月7日に開催した第434回本審議会において、当審議会が行った千葉県最低賃金の改正についての答申内容について、千葉県タクシー協会等から異議の申出があったとのことですので、始めに、労働局長から異議申出の取扱いについて諮問を受けたいと存じます。

《労働局長から審議会会長へ諮問文を手交》

(会長)

それでは、事務局は、諮問文の写を配付したのち、諮問文の朗読をお願いします。

《諮問文(写)の配付》

(賃金指導官)

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、一般社団法人千葉県タクシー協会外3名から最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、事務局は、異議申出書の内容について説明願います。

(賃金指導官)

資料1になります。8月7日開催の第434回本審の答申を受け、審議会終了後から昨日8月22日まで審議会の意見に関する公示を行ったところ、資料1のとおり、4名から意義申出がありました。異議申出の概略を申出順にご説明いたします。

まず、1点目は千葉県タクシー協会からのものになります。

異議の内容はタクシー業界の賃金支払能力を全く無視したもので、受け入れることが出来ないとしております。その理由としては、コロナ禍の影響により営業収入が落ち込み、徐々に回復しているものの、未だ約9割程度までしか回復していない、燃料価格などの高騰の影響もあり、事業の休止・廃業が余儀なくされている。答申どおり引き上げられると、事業継続が困難な状況に追い込まれるためなどとしております。

2点目は千葉県労働組合連合会からのものです。

異議の内容は、1時間1,500円にするとともに全国一律にすべきと考えるというものです。その理由としては、コロナ禍の影響で非正規労働者などは、所得の減少に加え、物価上昇による二重の打撃と受けていること。昨年最賃984円では、年収200万円程度でありワーキングプアの状態であること。実質賃金が下がり続け、少しでも条件の良い東京に労働者が流出し、人手不足や人口減少により地方経済の疲弊が深刻化すること。というものです。

3点目はちば合同労働組合からです。

異議の内容は、1時間1,500円にするとともに全国一律にすべきと考える。

その理由としては、地域別の最低賃金は地域格差が大きく、労働者の生計費に大きな差はなく、地域別最賃は格差を生み出し、全体として最低賃金の抑制の悪効果をもたらし、将来の年金などにも影響を及ぼすものとしているものです。

4点目は市川・浦安地区労働組合連合会からです。

異議の内容は、千葉県最低賃金を東京都最低賃金に近づけるとともに大幅引き上げを行うこと。理由は、物価高騰により実質賃金が減少していること。東京との格差が続き、市川・浦安地域が影響と受けていること。労働者が健康で文化的な生活を営むためには1時間あたり1,500円以上が必要であること、というものです。以上です。

(会長)

ただいま、事務局から異議申出書の内容について説明を受けましたが、これについて何かご質問はありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、ここで少し時間を取りますので、この異議の申出について労使双方、別室の方で協議をお願いしたいと思います。事務局が、別室の方へご案内しますので、協議が終了したらこちらへ連絡してください。

《それぞれ別室にて協議》

《再開》

(会長)

それでは、再開致します。

異議の申出について、皆様のご意見を伺いたいと思います。如何でしょうか。

(労働者側委員)

それでは、労働者側からお伝えしたいと思います。意義申出の内容につきまして労働者側で協議をしましたところ、千葉地方最低賃金審議会におきましては中央最低賃金審議会より提示をされました、目安を十分に参酌しながら千葉県の経済雇用の実態を見極めつつ、改正額の水準についてこれまで審議が尽くされた内容であるということとして、改めて取り扱う必要がないと判断をしたということでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

では、使用者側の方お願いします。

(使用者側委員)

それぞれの提出意見等を拝見させていただきまして、ご主張は理解いたしませんけれども、既にこれまで労使双方が議論を尽くした内容でございますし、最終的には公益の先生方のご提案を踏まえて決定した改正結果でございますので、これ以上の議論は必要ないということと考えております。以上です。

(会長)

ただいま労使双方からご意見をいただきました。

今回、異議の申出がありましたが、十分審議を尽くした上での決議でありますので、8月7日の千葉県最低賃金の改正決定についての答申のとおり決定することが適当である旨を、本日、答申したいと存じますがいかがでしょうか。

《異議無し。旨の声》

(会長)

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、令和5年8月7日付け答申の

とおり決定することが適当である。旨を答申したいと思います。  
確認のため、事務局は、答申文（案）を各委員に配付してください。

《答申文（案）配付》

（会長）

確認のため、事務局は、答申文（案）の朗読をお願いします。

（賃金指導官）

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日貴職から、令和5年8月7日付け千葉県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人 千葉県タクシー協会外3名からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。  
記、令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

（会長）

ありがとうございます。

それでは、答申文（案）のとおり答申してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

（会長）

それでは、労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

《審議会会長から労働局長に答申文を手交》

（賃金室長）

ただ今、審議会の方から答申をいただきましたので、労働局長からお礼を申し述べさせていただきたいと存じます。

（労働局長）

本日は、千葉県最低賃金の改正決定に係る異議申出についてご審議をいただき、誠にありがとうございました。ただ今、8月7日付け答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。

本年度の改正にあたっては、コロナ禍が落ち着きつつある中、物価高騰や国際

情勢など、例年になく大変な状況でのご審議をいただき、各委員の皆様にご敬意を表し、改めて感謝申し上げます。本日の答申を受け、千葉県最低賃金の改正決定を行い、本年10月1日発効に向けて手続きを進めるとともに、改正額の周知徹底と履行確保に努めてまいりたいと存じます。本年度の千葉県最低賃金の審議については、本日をもって終了しました。この間の委員の皆様の多大な御尽力に、心より感謝申し上げます。今後は、特定最低賃金についてご審議をお願いすることとなりますが、委員の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

続きまして、議題(2)の千葉県特定最低賃金の決定、新設及び改正決定の必要性の有無についてですが、議題に入る前に傍聴希望者につきましては、千葉県最低賃金の審議のみ希望されるということですので退席致します。

《傍聴者退室》

(会長)

それでは、議題(2)の千葉県特定最低賃金の決定、新設及び改正決定の必要性の有無についてです。

特別小委員会の審議結果について、同小委員会委員長を仰せつかっている私の方から、ご報告申し上げます。特定最低賃金については、8月1日の第433回審議会において決定、新設及び改正決定の必要性の有無についての諮問がなされ、8月3日と23日に特別小委員会が開催されました。そこで、決定、新設及び改正決定の必要性の有無について審議したところ、資料2-2の特別小委員会報告書のとおり、まず、改正申出7業種については、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、自動車新車小売業及び各種商品小売業の5業種については、全会一致には至らず、改正の必要性有りとする事はできないとの結論に達しました。一方、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係の2業種については、改正の必要性有りと認めました。

また、資料2-1の決定、新設申出の百貨店、総合スーパーについては、全会一致には至らず、決定、新設の必要性有りとする事はできないとの結論に達しました。

以上、特別小委員会運営規程第10条に基づき、ご報告申し上げます。この報告を踏まえ、今一度、審議会としての意見を伺いたいと思います。

それでは、まず使用者側の意見ををお願いします。

(使用者側委員)

先ほどの特別小委員会で鉄鋼業及び電気の改正については反対しないという我々の意見について皆様から了解を得ましたので、特段これ以上申し上げることはございません。

(会長)

ありがとうございます。

続きまして、労働者側意見ををお願いします。

(労働者側委員)

労働側としましては、特定最賃は全会一致が条件となっているということでございますので、全会一致に至らなかった業種が出たことは本当に残念であるというふうに受け止めております。一方で、必要性有りとされた2業種につきましては、御理解いただいたことに感謝申し上げたいと思います。引き続き専門部会が設置されると思いますので、金額改正に向けて協議を進めていきたいと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

(会長)

ただいま、特別小委員会からの報告を受け、改めて労使双方からご意見を伺いましたが、まず、改正申出の7業種のうち5件については、全会一致の結論を得ることはできず、2件については全会一致の結論を得ました。

また、決定、新設申出の1件については、全会一致の結論を得ることはできませんでした。

ご承知のとおり、特定最低賃金の改正の必要性については、全会一致が求められていますので、当審議会は、改正の申出のあった7業種のうち調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、自動車新車小売業及び各種商品小売業については、全会一致ではないことから必要性有りとすることはできない。鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係については、改正決定の必要性有りとする。

また、決定、新設の申出のあった百貨店・総合スーパーについては、全会一致ではないことから必要性有りとすることはできない。

と答申することにいたします。

それでは、事務局は、答申文(案)を準備して各委員に配付してください。

《答申文（案）配付》

（会長）

確認のため、事務局は、答申文（案）の朗読をお願いします。

（賃金指導官）

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和5年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。別紙、下記1の最低賃金は、改正決定することを必要と認める。また、下記2の最低賃金は、全会一致に至らなかったため改正決定について必要性有りとする事ができない。

記、1改正決定することを必要と認める最低賃金、（1）千葉県鉄鋼業最低賃金、（2）千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。2改正決定について必要性有りとする事ができない最低賃金、（1）千葉県調味料製造業最低賃金、（2）千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、（3）千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、（4）千葉県各種商品小売業最低賃金、（5）千葉県自動車（新車）小売業最低賃金。

千葉県百貨店、総合スーパー最低賃金の決定の必要性の有無について（答申）当審議会は令和5年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記最低賃金の決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったため答申する。以上です。

（会長）

それでは、答申文（案）のとおり、答申してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

（会長）

ご了解いただきましたので、ただ今の内容で労働局長に答申したいと思いません。

《会長から労働局長に答申文を手交》

(会長)

続きまして議題(3)の千葉県特定最低賃金の改正決定についてです。

ただいま、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係について、改正決定することを必要と認めるという答申を行いました。ついては、この2業種の特定最低賃金の改正決定について、労働局長より諮問がなされますので、お受けしたいと思いません。

《労働局長から会長へ諮問文を手交》

(会長)

ただ今、労働局長から諮問を受けましたので、事務局は諮問文の写しを配付してください。

《諮問文(写)の配付》

(会長)

確認のため、事務局は、諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官)

最低賃金の改正決定について(諮問) 令和5年8月23日付けで改正決定の必要性有りとの答申があった別紙最低賃金の改正決定について、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

別紙、改正決定の必要性有りとの答申があり、改正決定について諮問する最低賃金、1千葉県鉄鋼業最低賃金、2千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。以上です。

(会長)

続きまして、議題(4)の千葉県特定最低賃金専門部会の設置についてです。ただいま、2業種の改正決定について諮問を受けましたので、今後、2業種の専門部会を設置し審議を行うこととなります。

この後の事務手続きについて、事務局から説明を受けたいと思います。

(賃金室長補佐)

特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示についてご説明いたします。

審議会令第6条第4項の規定により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第3条を準用することになり、関係労働組合及び関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要があります。相当の期間とは、原則として2週間から3週間程度とされていますので、本日公示し、9月13日までとしたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

続きまして、関係労使からの意見聴取について、事務局から説明をお願いしません。

(賃金指導官)

最低賃金法第25条第5項により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする規定されています。また、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨と、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとされています。なお、公示期間は3週間程度とされていますので、9月13日を期限として、本日、労働局の掲示板に公示する予定となっております。以上です。

(会長)

ただ今の説明に関し、何かご質問はありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続いて、議題(5)の今後の審議日程についてですが、事務局から説明をお願いします。

《審議日程案を配付》

(賃金室長)

ただいまお配りしました令和5年度千葉県特定最低賃金審議日程案により、

2業種についての専門部会を開催したいと考えております。なお、特定最低賃金の審議にあたっては、専門部会の決議が全会一致の場合には最低賃金審議会令第6条第5項を適用する旨、7月6日開催の第432回本審議会で決議をいただいているところでございます。特定最低賃金においては、全会一致により決定していただきたいと考えておりますが、万が一、全会一致が得られない事態が生じるなどした場合には、本審議会を設ける必要が生じます。その際は、委員の皆様には大変お忙しい中恐縮ではございますが、10月20日金曜日午後3時から本審議会を開催する予定としておりますので、ご承知おきいただきたく存じます。

また、公示によって異議の申出があった場合は、11月9日木曜日午後3時から異議申出に対する本審議会を開催する予定としておりますので、こちらにつきましてもご承知おきいただきたく存じます。

事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

ただいま、事務局から説明があったとおり、専門部会にて全会一致で結審しなかった場合には、10月20日午後3時から本審議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

また、異議申出があった場合には、11月9日午後3時から異議を審議する本審議会を開催することになりますので、併せてお願いいたします。

なお、事務局は審議会の開催日程が確定したのちは、速やかに各委員に連絡願います。

事務局から、ほかに何かありますか。

(賃金室長)

1点目は、全国の地域別最低賃金の改正状況についてでございます。

令和5年8月18日に、全国の改正の答申が出揃いました。本省のプレスリリースを用意させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

令和5年度は、目安額を上回る答申となった県が千葉県を含む24県あり、その結果、改定額の全国加重平均額は1,004円となり、昨年度の961円から43円引き上げられました。2点目は、令和5年度・業務改善助成金についてでございます。現在、本省において、拡充の見直し等が行われておりますので、状況が判明次第、皆様にもお知らせしていきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

各委員の皆様におかれましては、ここまでで何かご質問、ご意見等ございます

か、よろしいですか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、今回をもって令和5年度の千葉県最低賃金改正に係る審議の全てが終了いたしますので、前回ご承認いただいたとおり、本日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止することといたします。専門部会委員の皆様には大変ご苦勞をおかけしました。また、千葉県最低賃金の改正決定に向けて委員の皆様におかれましてはご尽力いただき、あらためて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。それでは以上をもって閉会といたします。